

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第30号議案及び第31号議案並びに議員から提出されました意見書第1号、以上3件を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1．常襲水害地対策特別委員会報告及び日程第2．議会改革等調査特別委員会報告を一括議題といたします。

順次、特別委員長からの報告を求めてまいります。

最初に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。

牟田常襲水害地対策特別委員長

牟田常襲水害地対策特別委員長／常襲水害地対策特別委員会より報告をいたします。

前年度は大きな水害は発生しなかったというのが、一つの、助かったという部分じゃないですけれども、今回、委員会として、夏に委員会を開き、水害といたしますか、警報級の水害の被害の報告を受けました。

そして、その委員会の中では、要望等も、議員からの要望等も執行部に対して相当出ました。

さらに要望活動の主なものとしては、11月17日に上京いたしまして、これは常襲水害地対策促進期成会、そして六角川洪水調整池整備促進期成会の合同要望活動を行いました。

本委員会からは私が参加いたしまして、武雄河川事務所、佐賀県、九州地方整備局及び国交省、治水局等をお願いに回りました。

また、国会議員におかれましては、各国会議員の先生方に陳情を行いました。

与党の総務会長等もお願いし、これまで以上に力を貸してくれというふうな、強く強くお願いを行ってまいりました。

また、委員会として1月14日から15日にかけて、先ほど言いましたように、全く同じコースでありますけれども、何度も何度も強くお願いするという意味で、河川事務所、九州整備局、国交省、また、東京では各党のいろんな重鎮与党、お願いして回り、要望活動を行いました。

主に予算の確保、そして協力関係の強化を、これもまた強く強くお願いしてまいりました。

委員会としての活動は以上でございます。

以上、報告申し上げます。

議長／ありがとうございました。

次に、議会改革等調査特別委員会の報告を求めます。

山口議会改革等調査特別委員長

山口議会改革等調査特別委員長／おはようございます。

すみません、マスクさせていただきますけれども。

議会改革等調査特別委員会の報告をいたします。

本委員会では、議会業務継続計画の策定に向けた調査研究を大きな柱として取り組んできました。

委員会では、他市議会の事例を参考に作成した議会業務継続計画（案）について議論し、山火事発生時の対応について加えたほうがよいのではないかとの意見があり、武雄市災害配備対応マニュアルとの整合性の確認などを行いました。

行政視察では、千葉県鎌ヶ谷市、埼玉県草加市において、通年議会の取組、ガラス張りのしゃべれる傍聴席、委員会のライブ配信やオンライン会議システムなどの様々な取組について見分を深めてまいりました。

引き続き、議会業務継続計画による災害時の対応マニュアルの作成、タブレット型端末による情報の共有化、迅速な情報伝達とさらなる活用の研究など、議会の機能強化へ向けた議会改革全般の調査研究に取り組む必要があると考えております。

以上、議会改革等調査特別委員会の報告といたします。

議長／ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第3．大学設置に関する特別委員会報告を議題といたします。

大学設置に関する特別委員会の報告を求めます。

山口大学設置に関する特別委員長

山口大学設置に関する特別委員長／大学設置に関する特別委員会の報告を申し上げます。

令和5年6月定例会で本特別委員会が設置されてから、11回の特別委員会を開催をいたしました。

市長からは、大学を誘致する理由、施設整備資金の一部を補助すること、大学設置支援室からは、市と大学の連携などの説明があり、旭学園からは、大学の開学へ向け、大学の概要、設備、資金計画、学生募集についてなど報告、説明がされました。

報告、説明を受け、委員会からは、学生の確保について、駐車場や市民体育館など施設の供用について、留学生についてなど質問、意見が出され、議論を重ねてきました。

令和7年8月29日には文部科学省より武雄アジア大学の設置認可が出され、旭学園からは開学へ向けたスケジュール、学生確保の取組などが報告をされたところです。

そして、令和8年1月27日に第11回の特別委員会を開催し、総括を行いました。

武雄アジア大学では今、学生募集がされ、今年4月には大学が開学されるという段階に
ております。

また、市民の意見を取り入れる仕組みとして「地域連携協議会」がつくられ、武雄市議会
からも委員を選出しておりますので、今後も議会への情報共有はしっかり行われるもの
と考えております。

これらのことを総合的に勘案し、本特別委員会を終結することで意見の一致を見
ましたので報告します。

議長／特別委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

ただいまの大学設置に関する特別委員会の報告をもってこれを廃止したいと思
います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、大学設置に関する特別委員会はこれをもって廃止することに決定
いたしました。

これより議案審議を行います。

日程第4．第3号議案 武雄市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防に
関する条例を議題といたします。

第3号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は産業建設常任委員会に付託をしたいと思います。

日程第5. 第4号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第4号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 第5号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第5号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 第6号議案 武雄市子育て総合支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第6号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

12番 池田議員

池田議員／第6号議案 武雄市子育て総合支援センター設置条例の一部を改正する条例にお尋ねをさせていただきます。

改正前においては、市内に住所を有する児童及びその保護者が、事業の該当に当たるところと思うんですね。

これが廃止される。

この、市内在住を取り除く目的と、今後、この子育て支援センターの利用に当たってはどうか

いう申込みとか、そういうのが必要になってくるのか、その辺をお尋ねさせていただきます。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／おはようございます。

子育て支援センターの設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

議員御質問の分につきましては、現在、市内、町内に住所を有するという条件を付している自治体自体が、県内では鳥栖市、嬉野市、武雄市の3市のみでございます。

既に近隣自治体も含めて、各自治体との総合利用ということを進めておりますので、今回、武雄市につきましても、この条件を廃止して、近隣自治体との相互利用というふうに加わりたいと考えております。

申込み等につきましては、現在の状況等、変更はございません。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8．第7号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第7号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9．第8号議案 武雄市重度心身障害児福祉年金支給条例を廃止する条例を議題といたします。

第8号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 9 号議案 武雄市ふれあいサイクル場設置条例を廃止する条例を議題といたします。

第 9 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 10 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

第 10 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 11 号議案 武雄市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

第 11 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 13 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）を議題といたします。

第 13 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をしたいと思います。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 14. 第 14 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 14 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 15 号議案 令和 7 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 15 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 16 号議案 令和 7 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 16 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 17 号議案 令和 7 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 17 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 18. 第 18 号議案 令和 7 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算
(第 2 回) を議題といたします。

第 18 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 19. 第 19 号議案 令和 7 年度武雄市下水道事業会計補正予算 (第 2 回) を議題と
いたします。

第 19 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 20. 第 20 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

第 20 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／22 ページのふるさと納税の予算が 5 億 5000 万円ですが、7 年度末現在、幾らか
かっているかを含めて、それを原資として、見越しとして予算が計上されているかと思いま
すが、7 年度の現在、どのくらいを見込まれて到達しているんですか、御答弁ください。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／おはようございます。

7年2月現在末で、約4億4000万円となっております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第21. 第21号議案 令和8年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

第21号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第22. 第22号議案 令和8年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

第22号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第23. 第23号議案 令和8年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

第23号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 24. 第 24 号議案 令和 8 年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

第 24 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 25. 第 25 号議案 令和 8 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

第 25 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 26. 第 26 号議案 令和 8 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。

第 26 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 27. 第 27 号議案 令和 8 年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

第 27 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 28. 第 28 号議案 令和 8 年度武雄市下水道事業会計予算を議題といたします。

第 28 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 29. 第 29 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 29 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 30. 第 30 号議案 市道狩・日ダム 4 号線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

弦巻まちづくり部長

弦巻まちづくり部長／おはようございます。

第 30 号議案 市道狩・日ダム 4 号線道路災害復旧工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

議案書（その 2）の 3 ページを御覧ください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

本工事は、建設共同企業体による指名競争入札とし、参加資格の申請を行った 2 つの企業体を指名し、2 月 19 日木曜日に入札を行い、山崎、松尾一建工業、石丸建設共同企業体が消費税を含め 2 億 7500 万円で落札をされ、2 月 26 日木曜日付で仮契約を締結したものでありま

す。

工期は、議決の日の翌日から令和9年12月3日までとなっております。

整備内容につきましては、市道狩・日ダム4号線の道路災害復旧工事となります。

別冊、議案資料2ページに位置図、3ページに平面図、4ページに標準断面図、5ページに仮契約書の写しを添付しておりますので御参照ください。

以上で市道狩・日ダム4号線道路災害復旧工事請負契約の締結について、補足説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

議長／第30号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第31、第31号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第14回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

後藤総務部長

後藤総務部長／おはようございます。

第31号議案 令和7年度武雄市一般会計補正予算（第14回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、12月補正予算に物価高騰対策として計上した水道料金改定対策（水道メーター取替）支援事業及び物価高騰対策水道利用支援事業の事業費を補正するもので、その財源として全額国庫補助金を活用しております。

水道料金改定対策（水道メーター取替）支援事業の補正は、水道メーターの口径変更を行う場合に水道改造申請書の作成に係る費用が別途必要となることから、補助上限額を1件当たり1万円から3万円に引き上げることによるものです。

また、物価高騰対策水道利用支援事業の補正は、減免対象となる令和7年12月から令和8年1月までの2か月間の水道料金が確定した結果、予算額に不足が生じたことによるものです。補正予算書の2ページを御覧ください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1734万円を追加し、補正

後の総額を歳入歳出それぞれ 335 億 8931 万 9000 円とするものです。

まず、歳出について御説明いたします。

予算説明書の 12 ページを御覧ください。

4 款 2 項 1 目の環境衛生費では、水道料金改定対策（水道メーター取替）支援補助金 1200 万円及び水道料金減免負担金 534 万円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算説明書の 11 ページを御覧ください。

15 款 2 項 1 目の総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1734 万円を計上しております。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。

第 2 条の繰越明許費の補正は、市単独土地改良事業に係る繰越明許費の追加及び水道料金改定対策（水道メーター取替）支援事業に係る繰越明許費の変更によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 31 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 32. 報告第 3 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 3 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 33. 意見書第 1 号 カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

7 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

意見書第1号 カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書（案）
について、御説明申し上げます。

意見書の文面につきましては、配付されております資料のとおりでございます。

補足説明といたしまして、かねてから医療記録の長期保存については国会のほうでも議論がなされているようなんですけども、医療事故や長期的な検証の必要性等を考えた場合に、なるべく長く医療記録を保存すべきということ自体は認識をされてきておるんですけども、診療内容が複雑かつ多岐にわたることなどから、個人情報への厳格な扱いや、医療機関側の負担などの問題があって、結論が先送りされている状況があります。

実際に厚労省の資料によりますと、ちょっと古いですけども、令和2年の電子カルテシステムの普及状況を見ると、ベッド数が400床以上の大病院では90%以上が電子カルテシステムを導入しているんですけども、200床未満の規模の小さい病院では48.8%ということで、半分も普及していないということで、病院側の事務的、また費用的な負担が、この普及の妨げになっているというような状況もあるようです。

こういった現状を国が主導して、デジタル技術が日進月歩で進歩している状況もありますので、こういった技術をしっかりと活用して、複雑かつ高度化する医療の長期的な検証を行えるような基盤を整備して、国民が安心して医療を受けられるような環境を整備すべきと考えまして、提案をさせていただいております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長／意見書第1号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

9番 上田議員

上田議員／すみません、単刀直入にお伺いしますが、この意見書の、これは参政党さんからの、出る意見書なのか、朝長議員が個人で出されている意見書なのか、そこをまず確認させてください。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／この意見書の提出方法について、政党で出すという仕組みそのものがないかとは思いますが。

なので、提出そのものは私個人で、その情報の共有という意味では、当然、所属政党での、こういうことを取り組んでいこうというようなことで、情報の共有は行っております。提出そのものは私、個人でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

8 番 豊村議員

豊村議員／医療機関に携わる形ですので、医師会ですね、医師会がこの点に関してどういった御意見があるのかという、今、情報があれば、そこをちょっと伺いたいと思います。

議長／7 番 朝長議員

朝長議員／すみません、医師会からということでの情報は、ちょっと持ち合わせておりませんけれども、実際の厚生労働省の資料で、診療録の保存年限に関わる現行法令上の規定についてということで、ちょっと資料があっておりまして、昭和 32 年とか平成 17 年、昭和 55 年とかで国会のほうでもこの問題については扱われておりますけれども、やっぱり診療録を長期間、半永久的に保管というのは、やはり個人情報への厳格な扱いとか、資料が多岐にわたるということで、非常に負担が、事務的な負担が医療機関側も大きいということで、慎重に検討をするというような、その状態が続いているということで、さらに申し上げますと、やはり、この発案の。

すみません、医師会についての情報はございません。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

18 番 牟田議員

牟田議員／すみません、1 点だけ。

記述の 2、医療機関の過度の負担にならないよう電子カルテ保存の標準化で、国、自治体、医療機関の役割分担って書いてありますけれども、この自治体というのは、県、それとも市。もし、市の場合は、これの役割分担で新しい医療制度を担わなきゃならないということなんではないでしょうか。

自治体と書いてあります、それを役割分担すると。

今までは、レセプトとか何とかというのはあれですけども、こういうのでプラスアルファの、市への、もしくは自治体への負担というのは増えるということで理解していいでしょう

か。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／この項目2に書いてある、国、自治体、医療機関の役割分担ということの趣旨は、あくまでも国が主導して、その結果として、自治体が役割を負担することになるかどうか、そういったことも含めて、国がまず検討を進めるべきであるということです。

以上です。

議長／12番 池田議員

池田議員／個人としてこの意見書を提出されたという理解でよろしいんですね。

先ほど令和2年のデータというかですね、それをお示しをいただきました。

しかし、医療においても、医療DXを進めていく上で、マイナンバーカード等の普及によって、いろんな情報の共有等が進められていると思うんですね。

そこで最新のデータというのが把握できないのか、それと色々な意味でワクチン等の、ここ、影響等のことを言われて、検証の重要性が指摘されているということで申されましたけれども、非常に難しいもの、自分も分からない点がいっぱいあって、こういった問題がある、だからこういうのが必要だというのは、提出者皆さん、共有をされているのか、お尋ねします。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／同意をされているかというのは、医療機関側がということでしょうか。

最後の、同意をされているか、誰の同意ということだったですか。

議長／12番 池田議員

池田議員／この電子カルテとか、いろんな難しい問題がここに書いてあるわけなんですよ。メッセンジャーRNAワクチンの問題とか、いろんな、どういったところに問題があるとか、なぜ検証をしなければいけないのか、なおかつ、長期的に、なぜこのカルテを保存しなければいけないかという問題についての、その認識については、提出者も会派で出されているようなので、会派として勉強会を重ねて理解をされているのか、その辺についてはどうなんですか。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／会派で情報共有をしているかということでしたかね、今のは。
会派では、特に勉強会等は開いておりません。
以上です。

議長／12番 池田議員

池田議員／いや、会派、ここに賛成者が書かれているのは、同じ会派を組まれている方ですよ。
会派としては共有はしていないということですが、じゃあ、ここに賛同されている方はこのことについて共有はされているんですか。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／特に勉強会的なことはやっておりませんが、個別に面会して、説明をして、納得していただいて、署名をしていただいております。
以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
意見書第1号は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。